

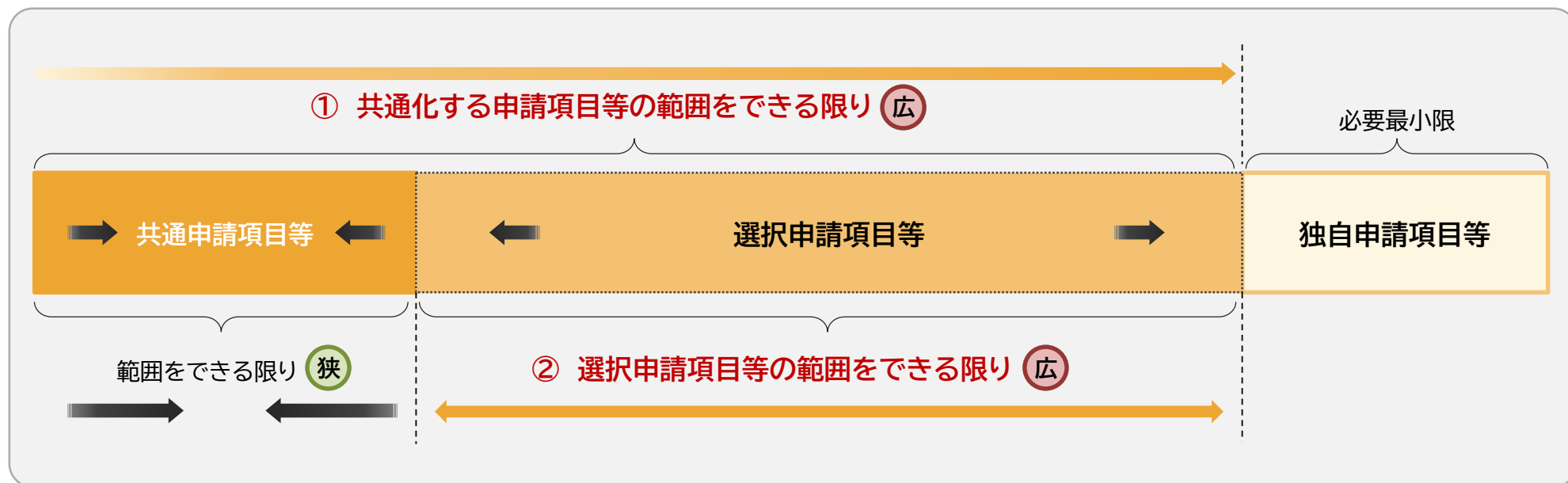
物品・役務等に係る入札参加資格審査の 申請項目・必要書類の共通化について

共通・選択・独自申請項目等の関係③

(共通・選択申請項目等の検討①)

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会(第5回) 資料 (一部加工)

- 入札参加資格審査の申請項目等の共通化については、以下の方向で検討すべきか。
 - ・ 全国的に**複数の地方公共団体に対して申請する事業者**の事務負担の軽減及び利便性の向上を図る観点
 - ・ **単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者**の事務負担を増大させないように配慮する観点
 - ・ 個々の**地方公共団体**において審査する必要のない申請項目等の申請を求めないようにする観点 から、
- ① **共通化する申請項目等**(「共通申請項目等」+「選択申請項目等」)**の範囲をできる限り広**くする
 - ② 共通化する申請項目等については、できる限り**共通申請項目等の範囲を狭くしつつ、選択申請項目等の範囲を広**くする



共通・選択・独自申請項目等の関係④

(共通・選択申請項目等の検討②)

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会(第5回) 資料 (一部加工)

- 申請項目等は、その性格に応じて、大きく「**事業者特定情報**」と「**適正性審査・格付情報**」の2つに分類することができるか。

事業者特定情報

- **事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。**
- ➡ 事業者を特定するための情報にすぎないものであって、当該情報をもって事業者の資力、信用、能力、技術等の判定等の実質的な審査に用いるものではない。地方公共団体ごとに異なる情報を求める必要がない。

(たたき台における構成割合) 申請項目等： **28.5%** 必要書類： **16.4%**

適正性審査・格付情報

- **契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。**
- ➡ 契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が異なっていることに伴い、地方公共団体が提出を求める適正性審査・格付情報についても多様となっている。こうした中、当該情報を共通申請項目等として設定した場合、各地方公共団体は、審査に必要なない申請項目等について受け付けることとなり、地域の中小事業者は、共通化前には提出していなかった(審査に必要なない)申請項目等を新たに提出する必要が生じる。

(たたき台における構成割合) 申請項目等： **71.5%** 必要書類： **83.6%**

- 「事業者特定情報」と「適正性審査・格付情報」の性格や、たたき台における構成割合、共通化の検討の方向性を踏まえると、共通申請項目等・選択申請項目等については、地方公共団体における申請項目等の採用状況を考慮しながら、以下のように設定することが考えられるか。
 - ・ **多数※の地方公共団体が設定している「事業者特定情報」については、共通申請項目等とする**
 - ・ **「適正性審査・格付情報」については、幅広く選択申請項目等とする**

※ 事務負担軽減の観点からは、「事業者特定情報」であっても、設定団体が少数に留まるものについては、「共通申請項目等」とせず、「選択申請項目等」とすべきか。例えば**過半数(50%以上)の地方公共団体が設定している「事業者特定情報」を「共通申請項目等」とすることが考えられるか。**

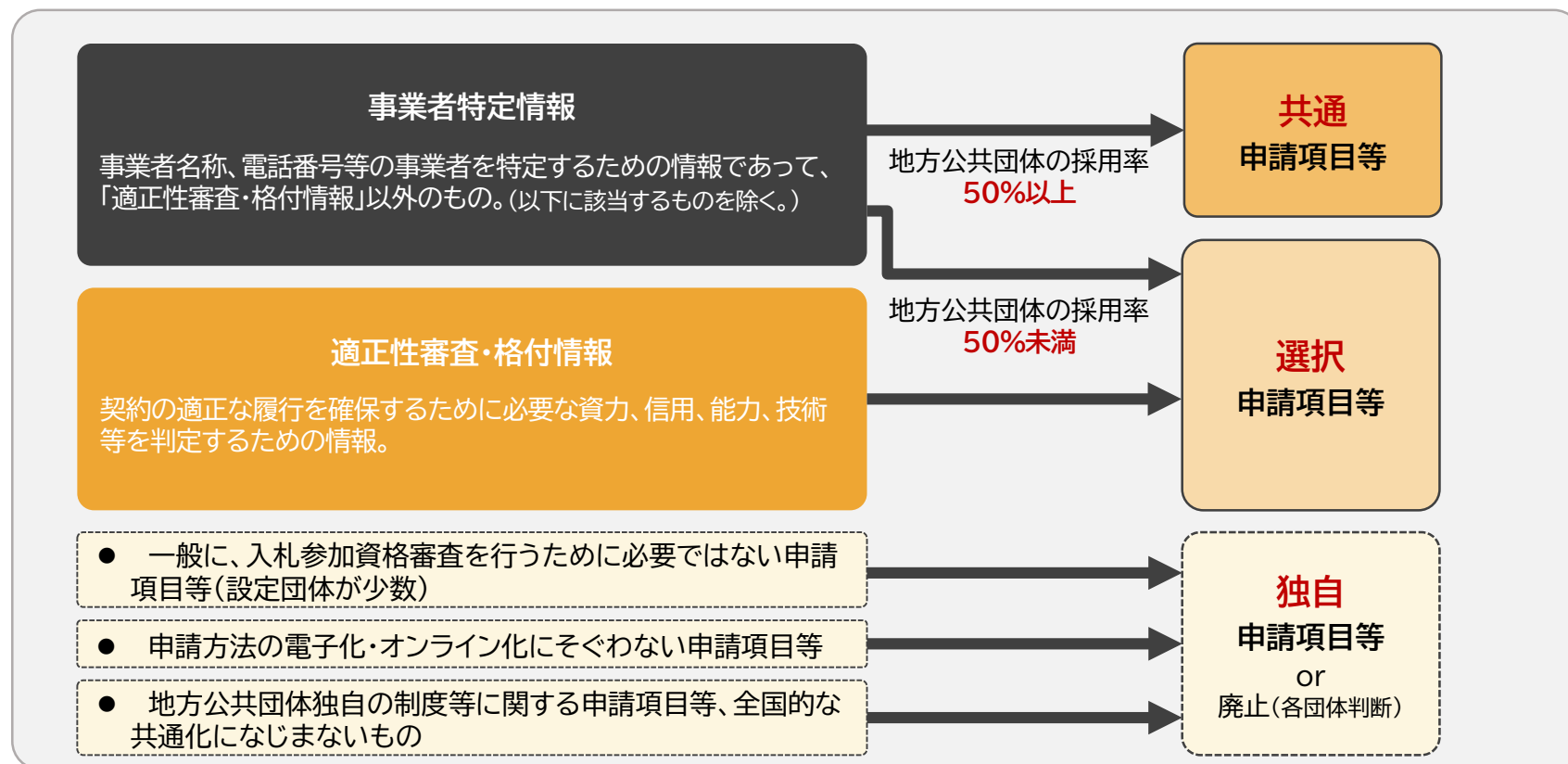
共通・選択・独自申請項目等の関係⑤

(共通・選択申請項目等の検討③)

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会(第5回) 資料 (一部加工)

- 共通化の検討の方向性として、「共通化する申請項目等(「共通申請項目等」+「選択申請項目等」)の範囲をできる限り広げる」ことが考えられる一方で、以下のような申請項目等についてまで、**広く共通化の対象とすることは適当ではない**と考えられるか。
 - ・ **入札参加資格審査を行うために必要ではない申請項目等**
 - ・ 紙媒体での提出を前提とするような必要書類など、**申請方法の電子化・オンライン化にそぐわない申請項目等**
 - ・ 地方公共団体独自の制度等(認証制度等)に関する申請項目等、**全国的な共通化になじまないもの**
- 特に、**申請項目等として設定している地方公共団体が少数**に留まる※申請項目等については、地方公共団体に対して、入札参加資格審査を行うために提出を求める**必要があるものかどうかを照会**し、確認することが考えられるか。

※ 例えば、申請項目等として設定している地方公共団体が**10%程度以下の申請項目等について確認**することが考えられるか。



共通・選択・独自申請項目・必要書類の設定方法について

- 共通化する申請項目等の範囲をできる限り広くしながら、当該申請項目等のうち共通申請項目等の範囲を狭くしつつ、選択申請項目等の範囲を広くする考え方や、申請項目等を「事業者特定情報」と「適正性審査・格付情報」に分類して検討することについては賛成。
- ただし、共通・選択・独自申請項目等とする採用率をどの程度とするべきかについて判断が難しい。「事業者特定情報」のうち、共通申請項目等とするものと選択申請項目等とするものの線引きについて、案のように50%として良いのかどうか検討が必要。
- 共通・選択・独自申請項目等の分類について、何らかの数字をもって線引きをすることはやむを得ない。しかしながら、「事業者特定情報」に係る申請項目のうち採用率50%未満のものを選択申請項目等とする、採用率10%未満のものを独自申請項目等とすることが良いのかどうか悩ましい。
- 単に採用率のみに基づいて「共通申請項目等」・「選択申請項目等」の仕分けを行うと、例えば、「氏名」(採用率50%以上)・「フリガナ」(同50%未満)の項目が共通申請項目等と選択申請項目等に分かれるなどの課題。
- 採用率のみではなく、申請項目等の内容に応じて、事業者の事務負担が大きくなるかどうかという観点からも検討する必要があるのではないか。
- 例えば、「社会保険の加入状況」の項目は採用率が50%未満のため、資料上は選択申請項目等とされているが、国の方向性として社会保険の加入が必須であるから、共通申請項目とすることも考えられる。線引きについては、項目ごとの事情も踏まえて検討した方がよいと考える。
- 申請項目については、現状よりも少なくなることが前提であり、増えることは想定していない。案では、選択申請項目を設けているが、経過措置的に設けているものであって数年後には無くすものとするなど、方向性を示さなければ議論が進まないのではないか。

申請項目・必要書類の共通化に関する前回部会(第5回・令和6年9月2日)における構成員意見②

使用印鑑届・印鑑証明書等について

- 印鑑証明書等については、現状においても提出を求めておらず、提出を求める必要はない。電子化・オンライン化にそぐわないものとして、**独自必要書類**とすることで問題ないとする。また、入札の際にも印鑑証明書等の提出は求めている。契約の際にも同様に提出を求めておらず、契約書に押印されている印鑑が、印鑑登録されているものであるかどうかの確認は行っていない。
- 入札参加資格審査申請においては、押印不要としており、**使用印鑑届等の提出を求めている**。紙の入札書における押印の確認も行っていない。見積書や請求書については、発行責任者名、担当者氏名及び連絡先を記載することによって押印省略を可能としている。他方、市町村には、入札参加資格審査申請時に印鑑証明書の提出を求めている団体があることから、独自必要書類として提出を求められるようにすると良い。
- 現状の共同受付の体制では、印鑑証明書等を共通審査しているので、これが**独自必要書類**になり、各地方公共団体が個別に審査することとなると、審査に係る事務負担が大きくなる。一定数の地方公共団体が提出を求めているのであれば、共通必要書類に加えてほしい。電子化・オンライン化にそぐわないことを理由として除外するものではないのではないか。
- 調達事務の流れとして、入札参加資格審査申請の際に届け出ている使用印鑑を持参してもらい、当該印鑑を押印した書類で入札を行っている。請求書についても当該印鑑により押印されたものの提出を求めている。**入札から支払いに係る一連の調達手続が全てデジタル化されない限りは、使用印鑑届等は独自必要書類として残るもの**と考える。

意見を踏まえた検討事項

- 地方公共団体における申請項目・必要書類の**採用状況を踏まえ、共通・選択申請項目等と独自申請項目等との線引きをどのように行うことが考えられるか。**
- **個別の申請項目・必要書類について、共通・選択申請項目・必要書類等として設定することの必要性をどのように考えるか。**
- ➡ 地方公共団体に対して、申請項目・必要書類の採用状況及び各申請項目・必要書類の必要性について照会。
照会結果を踏まえて具体的に検討。

物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会

意見照会概要

- 第1回の意見照会※1の結果を踏まえ、次の事項について、地方公共団体に意見を照会。※2

※1 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和6年6月24日付け総行第278号総務省自治行政局行政課長通知)

※2 第2回意見照会(令和6年9月11日)及び第3回意見照会(令和6年11月6日)

- ① 第1回の意見照会において、共通化する申請項目等(「共通申請項目等」+「選択申請項目等」)として新たに追加すべきとの意見があった申請項目等の採用状況
- ② 第1回又は第2回の意見照会において、地方公共団体の採用率が50%未満であった申請項目等について、入札参加資格審査を行うために入力・提出を求める必要性
(照会対象は入力・提出を求めている地方公共団体。実質的な適正性の審査への活用状況等を基に必要性についてどのように考えるかを照会。)
- ③ その他の個別事項

意見照会結果

- 共通申請項目・選択申請項目の採用状況等 ➡ 別紙1の「採用状況」及び「必要性が高いと回答した団体数・割合」
- 共通必要書類・選択必要書類の採用状況等 ➡ 別紙2の「採用状況」及び「必要性が高いと回答した団体数・割合」
- その他の個別事項 ➡ 参考資料1・参考資料2

共通・選択申請項目・必要書類の設定の検討①

- これまでの検討結果、構成員意見及び地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、共通・選択申請項目・必要書類の設定の考え方について、以下のとおりとすることが考えられるか。

1. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの = 独自 申請項目・必要書類

- 以下に該当するものは、共通・選択申請項目・必要書類としない。

(1) 地方公共団体独自の制度等に関する申請項目等、全国的な共通化になじまないもの

(例) 地方公共団体独自の表彰、認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数

(2) 事業者に入力・提出を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの (別紙1・別紙2の「論点」で検討)

(例) 本社住所のフリガナ、一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書、官公需適格組合の証明年月日・証明番号

(3) 入札参加資格審査(格付や適正性の審査)に資さないと考えられるもの (別紙1・別紙2の「論点」で検討)

(例) 従業員名簿(従業員の氏名は格付等に影響を与えない。また、氏名の真正性も確認できない)
課税事業者・免税事業者の別(格付等に影響を与えない)

(4) 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわない申請項目等

(例) 入札参加資格審査申請書(紙)、結果通知書返信用封筒、使用印鑑届、印鑑証明書

※ 例えば、使用印鑑届や印鑑証明書については提出を求めている地方公共団体が一定数あるが、調達関連手続の電子化・オンライン化を図る方向で検討を進めていること、見積書等における押印見直しの取組があること、民間から電子契約サービスが提供されているなど代替手段があることを踏まえ、電子化・オンライン化を促す観点からも、共通・選択必要書類としては設定しないことが考えられるか。

(5) (1)～(4)のほか、共通・選択申請項目・必要書類として設定し、入力・提出を求める必要性が低いと考えられるもの

※ 「必要性」については個別の申請項目等ごとに別途検討。

共通・選択申請項目・必要書類の設定の検討②

2. 共通 申請項目・必要書類

- 「1. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」※以外の項目のうち、事業者特定情報（事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。）に該当するものについては、共通申請項目・必要書類とすることを基本とする。

（共通申請項目の例） 本社住所、本社電話番号等、商号又は名称、代表者役職・氏名

（共通必要書類の例） 登記事項証明書

- ただし、地方公共団体の採用状況が相当程度低い（半数未満）事業者特定情報については、全ての地方公共団体において入力・提出を求めることとするのは適当でないことから、選択申請項目等とすることを個別に検討するが、

広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムにより、事業者が複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となる申請項目など、特に必要性が認められるものについては、地方公共団体の採用状況に関わらず共通申請項目とする。

（地方公共団体における採用が少ない場合であっても、「1. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」の「申請項目・必要書類として設定している地方公共団体が少数であり、一般に入力・提出を求める必要性が低いと考えられるもの」や「地方公共団体の採用状況が相当程度低い（半数未満）事業者特定情報」に該当しないものとして扱う。）

（例1） 本社の担当区域、営業所ごとの担当区域（各地方公共団体が、入札・契約手続の相手方（本社・営業所等）を把握できるようにする必要）

（例2） 法人番号（省庁システム等と情報連携するために必要となることが見込まれる）

（例3） 地方税等の納付状況の調査への同意（事業者の事務負担の軽減に資するものであり、共通化することが適当。）

- ※ 「1. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」に該当するものは除くことから、例えば、以下のものは共通申請項目としない。

（例1） 本社住所のフリガナ（事業者に入力・提出を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの）

（例2） 官公需適格組合の証明年月日・証明番号（事業者に入力・提出を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの）

（例3） 消費税法の規定による課税事業者、免税事業者の別（その他入札参加資格審査（格付や適正性の審査）に資さないと考えられるもの）

3. 選択 申請項目・必要書類

- 「1. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」※以外の項目のうち、**適正性審査・格付情報**（契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。）に該当するものについては、**選択申請項目・必要書類**とする。
（申請項目の例） 営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員等の人数
（必要書類の例） 納税証明書、財務諸表
- **地方公共団体の採用状況が相当程度低い（半数未満）事業者特定情報**については、全ての地方公共団体において入力・提出を求めることとすることは適当でないことから、**選択申請項目等とすることを個別に検討**する。（再掲）

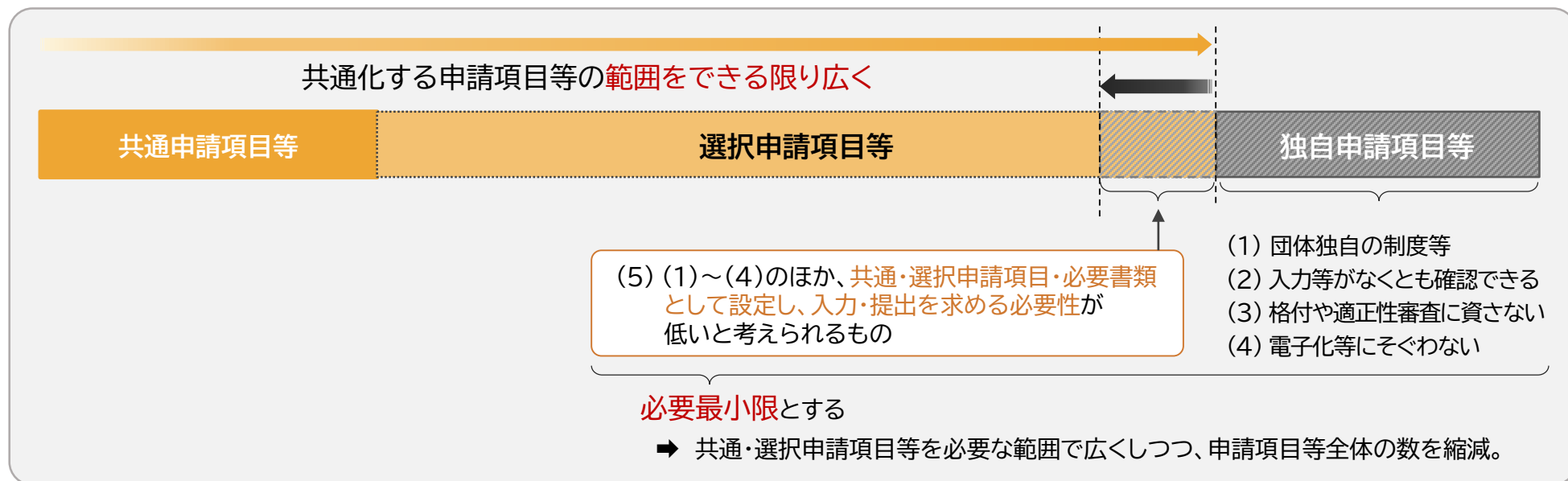
※ 「1. 共通・選択申請項目・必要書類としないもの」に該当するものは除くことから、例えば、以下のものは選択申請項目としない。

- （例1） 入札参加資格審査申請書（紙）、結果通知書返信用封筒（申請方法の電子化・オンライン化にそぐわない申請項目等）
- （例2） 一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書（事業者に入力・提出を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの）
- （例3） 課税事業者・免税事業者の別（入札参加資格審査（格付や適正性の審査）に資さないと考えられるもの）

共通・選択申請項目・必要書類の設定の検討④

申請項目等の個別の検討

- 特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者の事務負担の軽減を図る観点からは、共通・選択申請項目・必要書類の範囲をできる限り広げることが望ましいものと考えられる。
- また、地方公共団体にとっても、共通・選択申請項目等の範囲が広がると、共同受付・審査の対象となる申請項目等の範囲が広くなり、各地方公共団体における個別審査に係る事務負担が軽減されることが見込まれる。
- 他方で、一般に、事業者の事務負担の軽減を図る観点からは、申請項目等の数自体はできる限り少なくすることが望ましいものと考えられるところ、一般に入力・提出を求める必要性が低いと考えられるものについてまで、広く共通・選択申請項目等とすることは適当ではないと考えられる。
- 共通申請項目等の(案)に掲げられた各項目等について、入力・提出を求める必要性をどのように考えるか。



(参考) 検討会構成員の申請項目数・必要書類数

- 本検討会構成員の申請項目数(平均)は103、必要書類数(平均)は21となっている。
- 本検討会において作成したたたき台(項目・申請方法等検討部会(第5回・令和6年9月2日時点))については、各地方公共団体が設定している申請項目・必要書類を幅広く採用して作成しており、申請項目数が425(共通:55+選択:370)、必要書類数が92(共通:6+選択:86)となっている。

	申請項目数	必要書類数
愛知県	167	15
滋賀県	72	16
千葉市	101	35
盛岡市	101	22
町田市	147	10
粕屋町	58	22
山梨県市町村 総合事務組合	75	24
平均	103	21
(参考)たたき台 ※令和6年9月2日時点	425 + 独自 (共通55 + 選択370)	92 + 独自 (共通6 + 選択86)

※ 複数の選択肢から選択する申請項目については、選択肢ごとに計上している。

(例:「新規」と「更新」から該当するものを選択する場合の申請項目数:2)

※ 1の内容を複数の入力フォームに分けて入力する場合には、入力フォーム(項目)ごとに計上している。

(例:本社住所について「都道府県」・「市町村」・「町名・番地等」ごとに入力フォームが設けられている場合の申請項目数:3)

※ 必要書類数は、個人のみ・法人のみ申請する書類も含めた総数を計上している。

共通・選択 申請項目・必要書類の案の概要

- 「共通・選択申請項目・必要書類の設定の検討」の考え方にに基づき、共通・選択申請項目・必要書類の案(別紙1・2)を作成。

内容	申請項目数			必要書類数			総計	例	意義	項目等数の例	
	共通	選択	合計	共通	選択	合計				印刷	警備
基本情報	70	2	72	3	3	6	78	・本社住所、商号 ・登記事項証明書	事業者を特定するための情報や、入札・契約手続に関し必要な情報を把握するもの。	78	78
経営の規模等 〔製造・販売の実績、 従業員の数、資本の額等〕	0	65	65	0	6	6	71	・常勤職員数、自己資本額 ・財務諸表	事業者の資力、信用、能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。	0～ 71	0～ 71
認定の取得等	0	25	25	0	8	8	33	・ISO認定 ・ISO登録証	事業者の信用、能力等を判定し、格付等の加点要素とすることや指名先事業者の選定に用いるもの。	0～ 33	0～ 33
法令遵守 状況等	0	39	39	0	19	19	58	・暴力団員等非該当の誓約 ・納税証明書	地方公共団体の契約の相手方として不適当な者でないかどうかを確認するもの。	0～ 58	0～ 58
許認可等や 技術者資格 の状況	0	170	170	0	2	2	172	・技術者資格(人数) ・営業等の許可・認可・登録等の 証明書等	契約の履行に必要なとなる許認可や技術者を有しているかどうかを確認し、指名先事業者の選定等に用いるもの。	0	3～ 15
個別の営業品目 に係る事項	0	25	25	0	1	1	26	・印刷設備の状況(印刷)、 総合評価値通知書(樹木・花 壇管理)	個別の営業品目に関し、事業者の能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。	16	0
合計	70	326	396	3	39	42	438	-	-	94～ 256	81～ 255

※ 共通・選択申請項目等の数については、特定の技術者資格を有する場合など、一定の条件に該当する場合にのみ入力等を要する項目等の数や、選択肢の数が含まれており、事業者における共通・選択申請項目等に係る実際の入力等の数は、これらの数よりも小さくなる(希望する営業品目の種類によっても異なる)。

- 検討会構成員の平均の申請項目数と比べ、共通・選択申請項目等の数は多くなるが、(広域又は全国的な共通システムを整備する場合には) **複数の地方公共団体に対して申請する事業者**にとっては、**複数の地方公共団体に対して一括して入力等を行うことができる申請項目等の範囲が広くなり、入力等をする回数等が減る**ことから、申請に係る事務負担が軽減されるものと考えられる。
- また、多数の項目等が選択申請項目等とされており、各地方公共団体においては、これらの中から、必要な申請項目等のみの入力等を求めることができる。このため、**1の地方公共団体のみに申請する中小事業者においても、必ずしも入力等をする申請項目等の数が増えるものではない。**
- さらに、**契約の履行の品質を確保する観点**からは、**経営の規模・状況等に係る選択申請項目等を一定程度設け**、地方公共団体が、これらの申請項目等から地域の実情に応じて必要なものを選択し、入力等を求められるようにすることが適当であると考えられるか。

(参考) 事業者の規模と申請先地方公共団体数のイメージ

申請単位	想定事業者	申請先団体数※1	申請先団体数の算出方法
① 全国単位	大企業が全ての地方公共団体に申請する場合が想定。	47 都道府県 1,647 市区町村	47都道府県 + 1,647市区町村
② 地方ブロック単位	大企業(ブロック※2ごとに営業所を設置)が全ての地方公共団体に申請(営業所ごとに入力)する場合が想定。	約 6 都道府県 約 206 市区町村	(47都道府県÷8ブロック) + (1,647市区町村÷8ブロック)
③ 都道府県単位	大企業(都道府県ごとに営業所を設置)や中小事業者が都道府県及び都道府県内全市区町村に申請(営業所ごとに入力)する場合が想定。	1 都道府県 約 35 市区町村	1都道府県 + (1,647市区町村÷47都道府県)
④ 地域の複数の地方公共団体単位	中小事業者が地域の複数の地方公共団体(都道府県、事業所が所在する市区町村及び近隣市区町村(郡単位))に申請する場合が想定。	1 都道府県 約 5 市区町村	1都道府県 + (1741全市区町村÷371郡(郡の総数))
⑤ 1地方公共団体単位	小規模事業者が事業所が所在する市区町村のみに申請する場合が想定。	1 市区町村	1市区町村

※1 市区町村の総数は、入札参加資格審査を行っていない団体を除く1,647団体としている。

※2 北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄(国の統一資格の申請項目における分類と同じ。)